

デジタル化された通貨間の競争と通貨主権: digital dollarization の法的検討

早稲田大学 久保田 隆

リブラ構想や中央銀行デジタル通貨(CBDC)の登場により、法定通貨の地位が危ぶまれ、通貨主権が頻繁に語られるようになった。しかし、通貨主権は法的概念でありながら、経済学の世界はもとより(むしろハイエクなど法的概念の中身のなさを指摘する論考もある)、法学(国内法、国際法)の世界でもそれほど確立した中身のあるものではない。一方、添付の通貨主権に関する拙稿公表後の2020年10月に、欧米日の中央銀行とBISによるCBDCレポートが出されたが、そこでも通貨主権に関する問題意識が頭出しされている。そこで、従来の「ドル化」がデジタル化されることに伴う問題に着目した(添付のワード版ご参照)。法定通貨のデジタル化により、通貨発行国以外の国が当該通貨を発行する形での通貨主権の侵害が起こり得る。例えば、カンボジアのCBDCであるバコンは、現地通貨リエルと同様に、米国当局の許可を得ないまま、ドル化の現状を反映して米ドルの電子決済も提供している。対外説明用には米ドルCBDCではないとされるが、仕組みは米ドルCBDCそのもので、信用創造を伴わない現行の仕組み上は米国の通貨主権の侵害に該当しないが、デジタル化された結果、カンボジアが付利を行おうと思えばできる点で従来のドル化とは異なる。

しかし、この理屈が通れば、他国でも同様に外貨CBDCを発行できてしまう。カンボジアではなく、仮に中国がデジタル人民元で米ドルや日本円をも提供すれば、日米の通貨主権に多大な影響を及ぼし得る。では、そうした事態に備えてどうすべきか。この問題について法的に検討したい。